**商標に関する説明書**

【商標援助対象事業の業種】

【商標援助対象事業の活動内容】

【商標登録を受けようとする商標】

【商標を使用する商品又は役務（指定商品又は指定役務）】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－

**＜記載方法＞**

１．「商標援助対象事業の業種」は、例えば、製造業、建設業、運輸業、小売業、卸売業、サービス、ソフトウェア開発若しくは販売業、情報処理サービス業、旅館業等と記載する。

２．「商標援助対象事業の活動内容」は、少なくとも以下の内容（**特に、③を十分に**）を記載する。

①商標登録出願に係る商標を使用する商品又は役務（サービス）の説明

　②上記の商品又は役務（以下、商品等という。）を用いて、具体的にどのような事業活動をするのかの説明、又は商品等を用いた事業活動を既に実施している場合には、その実施している事業活動の具体的な説明

　③上記の②で説明した事業活動が、どのような形で社会に貢献でき得るかの説明

（記載例）

本事業活動に係る役務は、～～を提供するものである。

したがって、当該役務の提供は、～～～という社会的効果を奏するものと思慮する。

延いては、当該事業活動は、社会に十分に貢献に資し得るものである。

３．「商標登録を受けようとする商標」及び「商標を使用する商品又は役務（指定商品又は指定役務）」は、例えば、以下の商標登録出願の願書の記載を参考として下さい。

商標登録願の作成要領　<https://www.inpit.go.jp/blob/archives/pdf/trademark.pdf>